

## 田原市放課後子ども環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するために環境整備をする者に対して交付する田原市放課後子ども環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）について、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行。以下「一般要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内で放課後児童健全育成事業を新たに実施する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらに関連する団体及びその構成員である者

(2) 宗教活動又は政治活動を目的としている者

(3) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、待機児童が既に存在し、又は待機児童が発生するおそれがあるため、市長が放課後児童健全育成事業の実施を必要と認める地域において、放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要な施設の改修、設備の整備及び修繕並びに備品の購入を行う事業並びに

開所準備に必要な経費を支弁する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負費
- (2) 修繕料
- (3) 備品購入費（利用児童の支援に係る備品に限る。）
- (4) 使用料（放課後児童健全育成事業を実施する施設の不動産契約に係る礼金及び開所前月分賃借料に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外構に係る費用は、補助対象経費としない。

(補助金額)

第5条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、予算の範囲内で、補助対象経費に要する額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(一般要綱様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付を申請しようとする団体の規約及び役員名簿
- (4) 施設等整備図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（一般要綱様式第

2号)により通知するものとする。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止(以下「変更等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等申請書(一般要綱様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽易な事業内容の変更と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業変更等申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の変更等を決定する。

3 市長は、補助事業の変更等を決定したときは、補助事業変更等決定通知書(一般要綱様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(一般要綱様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金額を確定する。

2 市長は、補助金額を確定したときは、補助金確定通知書（一般要綱様式第7号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額と交付決定の額（第8条第2項の規定による補助事業の変更等の決定を受けた場合は、当該決定に係る額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金請求書（一般要綱様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付する。

（放課後児童健全育成事業の実施）

第12条 補助事業者は、当該年度中又は翌年度4月1日に田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年田原市条例第20号）に定める基準を満たす施設において放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後5年以上継続して放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助対象経費の実支出額が交付決定の額に比べて減少したとき。

(5) 市長の承認を受けないで、補助事業の変更等をしたとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(7) 前条の規定に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第15条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。